

ギフトグループ株式会社 定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、ギフトグループ株式会社と称し、英文ではgiftee Group, Inc.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の各号に掲げる事業を営む会社(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものを含む。)その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の経営管理を行うことを目的とする。

(1) 下記において利用可能な電子及び物理クーポンの企画・販売

ア. オンライン上のサービスや物品の購入・交換

イ. 店舗・施設及び自宅等でのサービスや物品の購入・交換

ウ. その他手段によるサービスや物品の購入・交換

(2) オンライン販売を含む下記物品の企画・販売、及びそれらに附帯する製造・加工・梱包

酒類、米穀類、塩、食料品、飲料品、医薬部外品、医療機器、化粧品、その他物品

(3) 第2号に附帯し、または関連する貨物利用運送事業

(4) 第1号の電子クーポンの生成や消込を行うことを可能にするシステム、その他前各号に係るシステムの開発・保守サービスの提供及びそれらの販売

(5) インターネット、携帯情報端末機を利用した広告業務

(6) コンピュータシステム及びソフトウェアの企画、開発・販売、運用

(7) 前各号に附帯し、または関連する一切の事業

2 当社は、前項各号及びこれに附帯・関連する一切の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都品川区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告に掲載する方法により行う。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、80,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利

(3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条 当社は、毎年12月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで书面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第18条 当会社には取締役会を置く。

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、7名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会にて選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議をのべたときはこの限りでない。

(取締役会議事録)

第26条 取締役会の議事の経過の要領、その結果及び法令に定める事項は、議事録に記載し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む)の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第30条 当会社には、監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数及び選任方法)

第31条 当会社の監査役は、3名以内とする。

(監査役の選任)

第32条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(常勤の監査役)

第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第35条 当会社の監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の 3 日前までに発すものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会の決議の方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規程)

第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第39条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第40条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であったものを含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第41条 当会社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第42条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬)

第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第45条 当会社は会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第46条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。

(期末配当金)

第47条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を行う。

(中間配当金)

第48条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第49条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

附 則

(最初の事業年度)

第1条 第46条の規定にかかわらず、当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から2026年12月31日までとする。

(最初の取締役の報酬等)

第2条 第28条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の当会社の取締役の報酬等の額は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 取締役に対する金銭報酬等

報酬等(「(2)譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権」を除く。)の総額は、年額150百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。また、うち社外取締役分は年額24百万円以内)とする。

(2) 譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権

ア. 「(1) 取締役に対する金銭報酬等」の報酬枠とは別枠で、取締役(社外取締役を除く。以下、報酬の対象となる取締役を「対象取締役」という。)に対する譲渡制限付株式のための金銭報酬債権を報酬として付与する。

イ. 対象取締役は、原則として毎年、当社取締役会決議に基づき、支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社普通株式について発行又は処分を受ける。

当社普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結し、対象取締役は本割当契約により割当てを受けた当社普通株式(以下「本割当株式」という。)について、本割当株式の交付日から一定の期間(以下「譲渡制限期間」という。)中は、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものとする。本割当契約の内容の概要は以下オのとおり。

ウ. 対象取締役に支給する金銭報酬債権の総額は年額2億円以内、対象取締役が発行又は処分を受ける当社普通株式の総数は年50,000株以内とする。また、当社の成立の日以降、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。

エ. 本割当株式の1株当たりの払込金額は、株式の割当てに関する取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)等を基礎として対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定する。

オ. 本割当契約において定める内容の概要

① 譲渡制限の内容

譲渡制限期間は、最大2年間とする。

対象取締役は、払込期日から、(a)本割当契約に基づき割当てを受けた日から当該割当てを受けた日が属する事業年度最終日から3ヶ月を超える日又は当該割当てを受けた日から1年を経過する日までのいずれか遅い日までの期間(以下「本譲渡制限期間①」という。)、本割当株式数の2分の1(以下「解除部分①」という。)について譲渡、担保権の設定その他の処分(以下「譲渡等」という。)をすることができず、(b)本割当契約に基づき割当てを受けた日から当該割当てを受けた日から2年を経過する日までの期間(以下「本譲渡制限期間②」といい、総称して「本譲渡制限期間」という。)、本割当株式数から解除部分①を除いた残りの部分(以下「解除部分②」という。)について、譲渡等を行うことができないものとする。(以下個別に又は総称して「本譲渡制限」という。)

対象取締役が、本譲渡制限期間①において継続して当社の取締役その他取締役会で定める地位にあったことを条件として、解除部分①につき、本譲渡制限期間①が満了した時点で、本譲渡制限期間②において継続して当社の取締役その他取締役会で定める地位にあったことを条件として、解除部分②につき、本譲渡制限期間②が満了した時点で、それぞれ、本譲渡制限を解除する。当社は本譲渡制限期間満了時においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

②譲渡制限期間中の退任等の取扱い

当社は、対象取締役が、本譲渡制限期間①の満了する前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合には当該時点で本割当株式の全部を、本譲渡制限期間①の満了後本譲渡制限期間②の満了する前に上記の地位を喪失した場合には当該時点で本割当株式のうち解除部分①を除いた部分を、当然に無償で取得する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

③組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。なお、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。ただし、当該組織再編等において、当社以外の当該組織再編等に係る法人が対象取締役に對して当該法人の株式(譲渡制限付株式となるものに限る。)を交付するときは、この限りでない。

④その他取締役会で定める事項

本制度に係るその他の内容については取締役会で定め、当該事項を本割当契約の内容とする。

(譲渡制限の承継)

第3条 当社は、株式会社ギフティの2023年3月28日開催の第13回定時株主総会において承認可決された譲渡制限付株式報酬に基づいて交付がなされた譲渡制限付株式に係る各割当契約書について、2026年7月1日以降、株式会社ギフティの契約上の地位及び権利義務を承継することができるものとする。

(最初の監査役の報酬等)

第4条 第39条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の監査役の報酬等の総額は年額15百万円以内とする。

(本附則の削除)

第5条 本附則は、当会社の成立後最初の定時株主総会の終結の時をもって、削除する。